令和９年度

美馬市認定こども園等

入園のしおり

【問い合わせ先】
美馬市保険福祉部子どもすこやか課
電　話：０８８３－５２－５６０６
ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８８３－５２－２２２１
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kodomo@mima.i-tokushima.jp

目　　次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2. 施設利用の認定要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3. 美馬市の認定こども園等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～4

4. 令和９年度の年齢別クラス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

5. 保育料および給食費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

6. 入園までの流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

7. 入園申込手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～9

8. 利用調整について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

9. 入園に関しての注意事項等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

10. 支給認定内容等の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

11. 一時預かり保育・時間外保育の利用について・・・・・・・・・・・・・・・13～14

12. 施設・子育て支援サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15～16

13. 記入例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17～21
    - 施設型給付費・地域型保育給付費等　教育・保育給付認定(現況）申請書
    - 児童健康状況報告書

14. よくある問い合わせ（Q&A）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22～27

入園申込みから入園後の案内などを記載した冊子です。

入園手続き後もご覧いただく書類となりますので、大切に保管していただきますようお願いします。

準備物などの詳しい入園案内は、各施設で入園面接時に配布がありますのでご確認ください。

1．はじめに

（１）保育所・認定こども園とは

保育所・認定こども園（以下、認定こども園等）は、保護者が仕事、病気など、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わって、お子さんの健全な心身の発達を図ることを目的に保育（教育）を行う施設です。「下の子の保育に手がかかる」、「集団生活を経験させたい」、「友だちをつくらせたい」などの理由で、入園することはできません。

ただし、３歳児以上で教育を目的（1 号認定）に認定こども園等を利用したい場合はこの限りではありません。

（お子さんが何歳児に該当するかについては、４ページの年齢別クラス一覧でご確認ください。）

（２）教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、認定こども園等を利用する際に必要となる受給資格です。お子さんの年齢や「保育の必要な要件」に応じて、１号認定から３号認定まで３つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

２・３号認定は、保護者の「保育の必要な要件」に該当する必要があります。

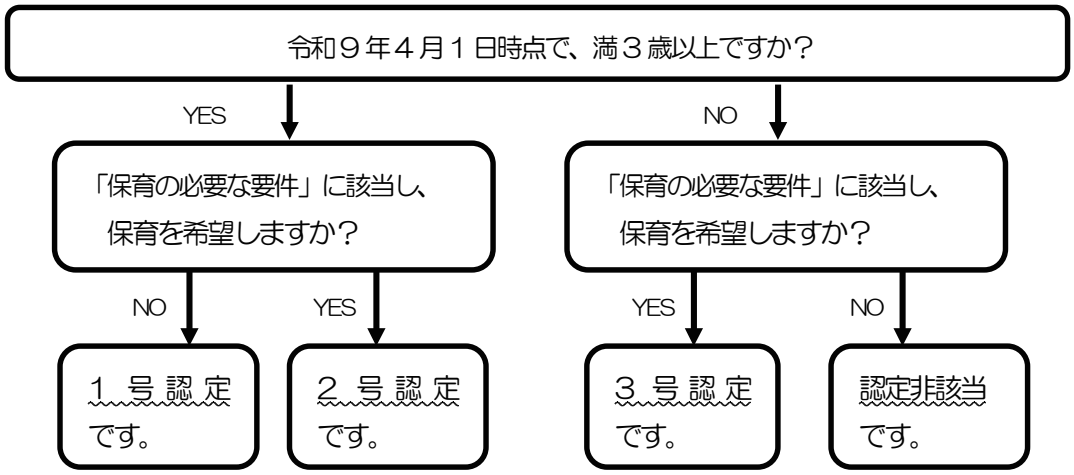

※　認定非該当の場合は、認定が必要な施設には入園できません。

入園児童以外のお子さんを対象とした一時預かり事業なども行っています。（15～16 ページ参照）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる時間	利用できる施設
１号認定	3～5 歳	なし（教育のみ）	教育標準時間 （公立・公私連携で異なる）	・認定こども園
２号認定	3～5 歳	あり	保育標準時間	・認定こども園
			保育短時間	
３号認定	0～2 歳	あり	保育標準時間	・認定こども園 ・小規模保育所
			保育短時間	

2．施設利用の認定要件について

（１）美馬市に居住している

子ども・子育て支援法第20条では、「居住地の市町村へ認定の申請をすること」とされています。
ここでいう居住地とは、居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所をいいます。

（２）保育の必要な要件に該当している（2号認定・3号認定の場合）

保護者またはお子さんを扶養する祖父母が下記のいずれかに該当することをいいます。
※１号認定は「保育の必要な要件」に該当しなくても認定を受けることができます。（3歳～5歳児クラス）

要件区分	状況	保育利用時間		入園期間
①就労	保護者が月に48時間以上就労している	月48時間以上	保育短時間	就労期間
		月120時間以上	保育標準時間	
②求職活動	保護者が求職活動を継続的に行っている（起業準備を含む）	保育短時間		入園後最大３か月間
③育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子が継続利用する	保育短時間		産まれた子が 1歳を迎える年度末まで ※新規入園児童は該当しない
④妊娠・出産	母親が妊娠中または出産前後である	保育標準時間		出産（予定）日を基準として 産前産後２か月 （多胎の場合は産後４か月）
⑤就学	保護者が月に48時間以上、学校または職業訓練校に就学している	月48時間以上	保育短時間	就学期間
		月120時間以上	保育標準時間	
⑥病気・障がい	保護者に病気や心身に障がいがあり、保育が困難と診断されたとき	保育標準時間		療養期間
⑦介護・看護	保護者が同居の親族を常態的に介護または看護し、保育が困難と診断されたとき	保育標準時間		看護・介護期間
⑧災害復旧	保護者が火災や風水害、震災その他の災害の復旧にあたっている	保育標準時間		保育を必要とする期間
⑨虐待・DV	児童虐待やDVの恐れがある	保育標準時間		保育を必要とする期間
⑩その他	その他、上記に類する状況で保育ができない場合	保育短時間 または保育標準時間		保育を必要とする期間

※子どもの保護者が複数いる場合は、就労時間等の短い方の状況で認定します。
※保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間認定を希望する場合は、保育短時間認定を受けることができます。
※入園後、保育の必要性がなくなった場合または入園期間を満了した場合は、その月の月末をもって退園となります。

3. 美馬市の認定こども園等について

（１）令和９年度の募集施設

種別	施設名	施設情報	定員（人）	クラス年齢
公立	江原認定こども園	脇町字拝原700番地１ ０８８３－５３－３０７０	182	10か月～2歳児（3号） 3歳児～5歳児（1号・2号）
公立	脇町認定こども園	脇町大字猪尻字西ノ久保30番地 ０８８３－５２－１４９２	150	
公立	岩倉認定こども園	脇町岩倉2426番地４ ０８８３－５３－５５３３	90	
公立	美馬認定こども園	美馬町字中東原70番地１ ０８８３－６３－３０３０	230	
公立	脇町小規模保育所 ワールドキッズｍｉｍａ	脇町大字猪尻字西分116番地１ （美馬市地域交流センターミライズ内） ０８８３－５３－１１０４	19	10か月～2歳児（3号）
公私連携	穴吹かもめこども園	穴吹町穴吹字福戸原１番地 ０８８３－５３－１３００	115	6か月～2歳児（3号） 3歳児～5歳児（1号・2号）

※定員は現在の条例定員ですので、利用定員は変更する場合があります。

（２）開園時間について

施設を利用できる日時等は、認定区分、保育の必要な要件等によって、次のとおりです。

施設と支給認定	開園日時（※注１）	休園日等
公立認定こども園（※注２） （1号認定）	【月～金曜日】 7：30～18：30	土曜日、日曜日、祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）、 夏季休業日（7月21日～8月31日）、 冬季休業日（12月24日～1月7日）、 学年末休業日（3月25日～3月31日）
公立認定こども園（※注２） （2号認定・3号認定）	【月～金曜日】 7：30～18：30 【土曜日】 7：30～12：45	日曜日、祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）
穴吹かもめこども園 （1号認定）	【月～金曜日】 7：30～18：30	土曜日、日曜日、祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）、 夏季休業日（8月11日～8月20日）、 冬季休業日（12月29日～1月3日）、 学年末休業日（3月25日～31日）
穴吹かもめこども園 （2号認定・3号認定）	【月～金曜日】 7：30～19：00 【土曜日】 8：00～18：00	日曜日、祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）
脇町小規模保育所 （3号認定）	【月～土曜日】 7：30～19：00	日曜日、祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）

※注１　開園時間と教育・保育時間は異なります。

※注２　公立認定こども園・・・江原認定こども園、脇町認定こども園、岩倉認定こども園、美馬認定こども園

（３）教育・保育時間について

施設と支給認定	教育・保育時間 （※下記の時間は通常の預かり時間です。土曜日は時間が異なる場合があります。）		
公立認定こども園（※注１） （１号認定）	教育標準時間	１日最長４時間30分まで	８：30～13：00
公立認定こども園（※注１） （２号認定・３号認定）	保育標準時間	１日最長11時間まで	７：30～18：30
	保育短時間	１日最長８時間まで	８：30～16：30
穴吹かもめこども園 （１号認定）	教育標準時間	１日最長５時間まで	８：30～13：30
穴吹かもめこども園 （２号認定・３号認定）	保育標準時間	１日最長11時間まで	７：30～18：30
	保育短時間	１日最長８時間まで	８：30～16：30
脇町小規模保育所 （３号認定）	保育標準時間	１日最長11時間まで	７：30～18：30
	保育短時間	１日最長８時間まで	８：30～16：30

※注１　公立認定こども園・・・江原認定こども園、脇町認定こども園、岩倉認定こども園、美馬認定こども園

4. 令和9年度の年齢別クラス

令和９年４月１日時点の年齢でクラスが決まります。

クラス年齢	生年月日
０歳児	令和８（2026）年４月２日 ～
１歳児	令和７（2025）年４月２日 ～　令和８（2026）年４月１日
２歳児	令和６（2024）年４月２日 ～　令和７（2025）年４月１日
３歳児	令和５（2023）年４月２日 ～　令和６（2024）年４月１日
４歳児	令和４（2022）年４月２日 ～　令和５（2023）年４月１日
５歳児	令和３（2021）年４月２日 ～　令和４（2022）年４月１日

5. 保育料および給食費について

保育料および給食費については、無償化されています。（詳しくは27ページをご確認ください。）

ただし、各施設が保育の質の向上のために設定している費用や教材費等、PTA会費、時間外利用料などの諸経費は無償化の対象外のため、保護者のみなさまにご負担いただきます。
（詳しくは入園する認定こども園等にお問い合わせください。）

◆保育料等が無料であっても、保護者に代わって美馬市が負担する額を決定するため、「保育料の階層区分」の確認を行います。保育料の階層区分は保護者の市町村民税所得割課税額の合計額で決定します。
このため、保護者の所得確認は実施しますので、ご協力をお願いいたします。

6．入園までの流れについて

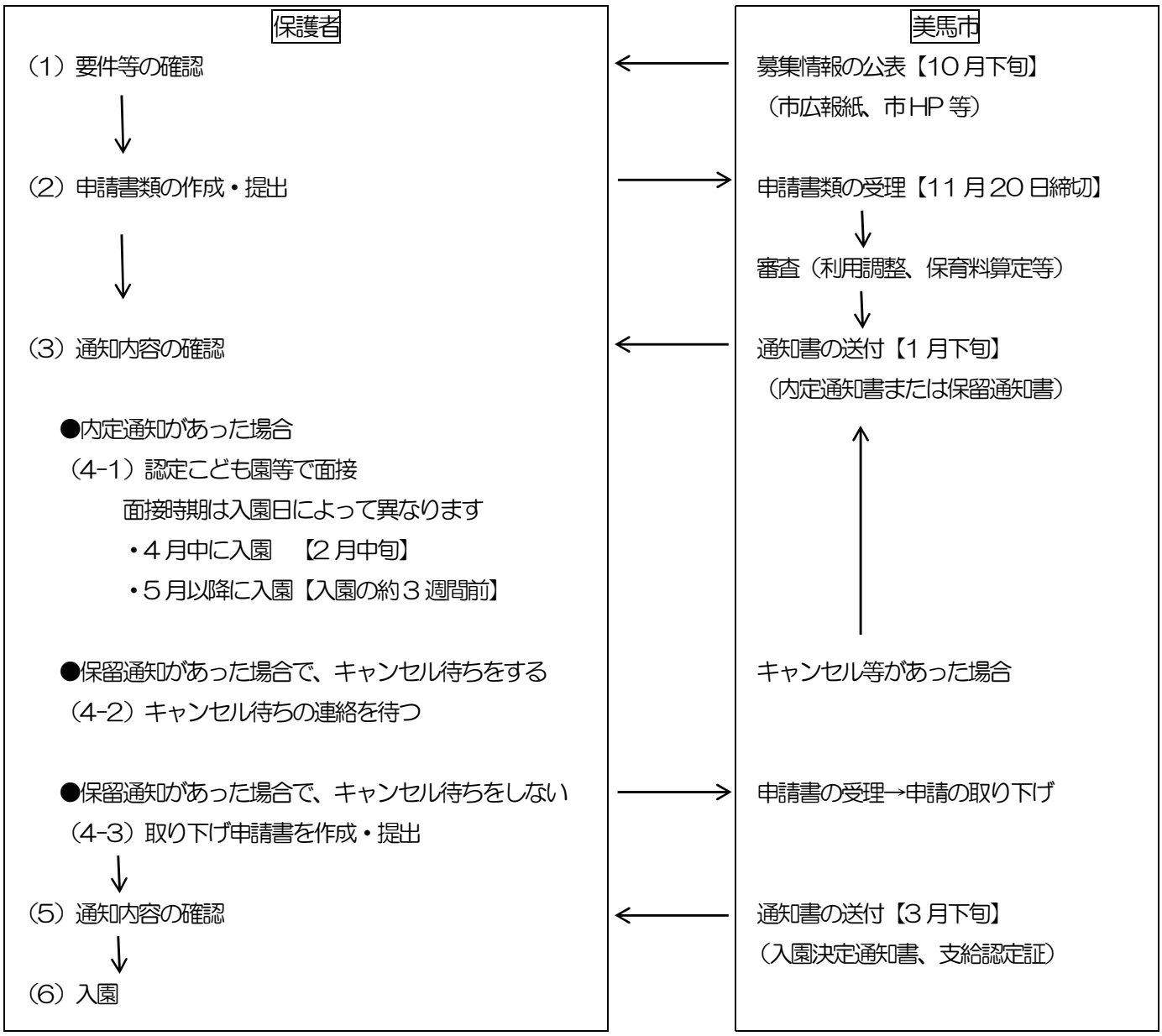

※【　】内の時期は年度によって異なる場合があります。目安としてご覧ください。

提出書類について

◆虚偽の申込みをした場合は、入園内定や決定を取り消します。

◆提出された書類は返却できません。**控えが必要な場合は、提出前にコピーをおとりください。**

※育児休業給付期間の延長に係る見直しにより、「育休延長事由認定申告書」を提出する際に、入園申込みの書類の全ての写しが必要です。

詳しくは、厚生労働省のHP・徳島県労働局・ハローワークにご確認をお願いします。

〈厚生労働省HP〉「育児休業給付金の支給対象期間延長手続き」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

7. 入園申込手続きについて

認定こども園等を利用するためには、利用申請の手続きが必要となります。

申込の対象の方

①すでに保育施設に入園しているお子さん（継続児）

②新規で入園を希望するお子さん

受付期間

（１）当初受付

４月入園に限らず、途中入園の場合であってもこの期間に受付します。

〇提出締切：**令和8年11月20日（金）**

※書類の確認に時間を要しますので、継続児の保護者の方は書類が整い次第、早めの提出にご協力ください。

〇受付時間：午前9時～午後5時（土日祝を除く）

〇受付場所：①すでに保育施設に入園しているお子さん（継続児）⇒　現在入園中の施設

②新規で入園を希望するお子さん　⇒　子どもすこやか課

※継続児のきょうだいが新規で申し込む場合は、子どもすこやか課が窓口となります。

◆穴吹かもめこども園に１号認定（教育認定）で申込みの場合

施設で下記の受付期間に入園申込みの申請を行ってください。

〇受付期間：令和８年10月26日（月）～10月30日（金）

〇受付時間：午前９時～午後５時（土日祝を除く）

※後日、施設から内定通知書が送付されますので、その写しを添付し、子どもすこやか課へ令和９年度の入園申請をしてください。

（２）随時受付

〇受付期間：令和８年11月24日（火）～令和10年１月14日（金）（土日祝を除く）

〇受付時間：午前９時～午後５時

〇受付場所：子どもすこやか課

※随時受け付けていますが、定員に空きのある場合のみ入園できます。

※申請される方は、入園月の前々月の末日までに書類をすべてそろえて申請してください。

入園希望月は翌々月以降でしか申請できません。

注意点

◆申請に必要な書類（7～9ページ）を全て揃えてから、締切日までに提出してください。

必要書類が不足している場合、受付できません。

◆必要書類・記入例は、市ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

◆提出書類は黒のボールペンで記入してください。（鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。）

◆記入内容を訂正する場合は、当該箇所に二重線を入れ、空白に正しい内容を記入してください。

みまっこ子育て応援サイト　https://www.city.mima.lg.jp/kosodate/

申請に必要な様式等は、みまっこ子育て応援サイトからダウンロードできます。

預けたい▶認定こども園▶令和９年度認定こども園等の入園手続きについて

新規入園児

申請に必要なもの　※「状況により必要な書類」もご確認ください（8 ページ）

下記の内容を確認のうえ、□にチェックして必要な書類を準備してください。
誤りや記入漏れのないように記入してください。
※虚偽の申請をした場合や必要書類を提出しない場合は、認定等を取り消すことがあります。

必要書類等	備考	対象者	チェック欄
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定(現況）申請書	入園を希望する子ども１人につき１枚必要です。 17～20 ページの記入例を参照のうえご記入ください。	全員	□
保育が必要なことを証明する書類	保護者全員分が必要です。 詳しくは９ページをご覧ください。	２号認定 ３号認定	□
児童健康状況等申告書	入園を希望する子ども１人につき１枚必要です。 21 ページの記入例を参照のうえご記入ください。 この申告書は、面接の際に使用するものです。	全員	□
個人番号申告書	申請者及び世帯員の個人番号は、誤りのないように事前にご記入をお願いします。	全員	□
マイナンバーが確認できる書類	次のいずれか （1）マイナンバーカード（お子さんと世帯全員のもの） （2）個人番号が記載された住民票等（世帯全員のもの）	全員	□
窓口に来られた方の本人確認書類	（1）申請者が申請する場合 ①申請者の本人確認ができる書類 （2）代理人（申請者以外）が申請に来られるとき ①委任状 ②代理人の本人確認ができる書類 【本人確認書類】 ◆写真付き身分証明書（次のいずれか１点で可） マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、官公署からの発行書類で氏名・生年月日・住所の記載のあるもの　など ◆その他の本人確認書類（次のいずれか２点必要） 年金手帳、介護保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署からの発行書類で氏名・生年月日・住所の記載のあるもの　など	全員	□

継続入園児

申請に必要なもの　※「状況により必要な書類」もご確認ください（8ページ）

下記の内容を確認のうえ、□にチェックして必要な書類を準備してください。
誤りや記入漏れのないように記入してください。
※虚偽の申請をした場合や必要書類を提出しない場合は、認定等を取り消すことがあります。

必要書類等	備考	対象者	チェック欄
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定(現況）申請書	入園を希望する子ども１人につき１枚必要です。 17~20ページの記入例を参照のうえご記入ください。	全員	□
保育が必要なことを証明する書類	保護者全員分が必要です。 詳しくは９ページをご覧ください。	2号認定 3号認定	□

状況により必要な書類（新規・継続入園児）

２人以上入園の場合であっても、１人あたり１部提出してください。ただし、原本は１部でも構いません。
（例）２人兄弟が入園する場合、兄の書類はコピー、弟の書類は原本。

書類が必要な方	必要書類	チェック欄	
		父	母
障がい児（者）がいる世帯	次のいずれか **・障害者手帳の写し** **・療育手帳の写し** ※氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要です。 所得要件によって保育料の軽減措置があります。 入園希望する子どもに限らず世帯全員が対象です。	□	□
令和８年または令和９年１月１日時点で美馬市に住民登録がなく、入園申込時にマイナンバーの確認ができない方	**所得が証明できる書類（所得課税証明書の写し）** ※海外赴任や美馬市転入前に海外など日本に住民登録が無かった方は、 日本国外での総収入がわかる書類の提出が必要です。	□	□
ひとり親家庭の世帯	次のいずれか **・児童扶養手当受給者証の写し** **・ひとり親家庭等医療受給者証の写し** **・戸籍謄本の写し**	□	□
生活保護の世帯	**生活保護受給証明書の写し**	□	□

※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

保育が必要なことを証明する書類

２人以上入園の場合であっても、１人あたり１部提出してください。ただし、原本は１部でも構いません。
（例）２人兄弟が入園する場合、兄の書類はコピー、弟の書類は原本。

保育を必要とする理由	保護者等の状況	必要書類 （★は市指定の様式。市ホームページからもダウンロードできます。）	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者	**・就労証明書★**	□	□
	自営業 農業 内職	**・就労証明書★** ・自営等の証明書類（※注１） （源泉徴収票、確定申告書、受注票の写しなど）	□	□
求職活動	求職活動中	**・求職活動（起業準備）申立書★** ・求職活動の状況が確認できる書類 （ハローワークカードなど）	□	□
育休取得中	育休取得中で、 保育利用中の子どもがいる場合 （※注２）	**・就労証明書★** 又は育児休業期間の証明（会社からの辞令書など）	□	□
妊娠・出産	妊娠中・出産後間もない	・母子手帳の写し（表紙＋出産予定日記載のページ）	／	□
就学	学生の場合	・在学を証明できる書類（学生証の写し等）	□	□
	職業訓練を受ける場合	・職業訓練を受けることを証する書類		
疾病・障がい	通院・入院している場合	**・申立書★** ・医師の診断書	□	□
	障がいがあり、保育できない場合	・障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳等の写し （障がいの程度が確認できる部分）		
介護	親族の介護にあたる場合	**・介護・看護申立書★** ・医師の診断書、障害者手帳または介護保険証（認定済）の写し（介護される方の分）	□	□
災害復旧	災害に見舞われた場合	・被災証明書	□	□
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	・書類は必要ありませんが、申請時に相談機関等をお聞きします。	□	□

※注１【自営業、農業従事者、内職、自営業・農業等の協力者として従事されている方】は就労証明書に自営業等を証明する書類の写しを添付してください。
◆自営業〈最新の確定申告書、開業届、営業許可証、登記事項証明書など、自営業を営んでいることがわかる書類〉
◆農業従事者〈最新の確定申告書、野菜等の出荷証明など、農業を営んでいることがわかる書類〉
◆内職〈最新の確定申告書、受注票など、内職に従事していることがわかる書類〉
◆自営業・農業等協力者
〈最新の配偶者の確定申告書、協力者が専従者として記載されている青色事業専従給与に関する届出・変更届書、協力者の源泉徴収票、給与の支払い状況を証明するもの（３か月分の給与明細書、代表者が証明する給与支払証明書）〉

※注２　新規入園児童の場合は、育休取得終了日（育休明け）の１か月前から入園が可能です。
現在、育休取得中で、育休明けに入園する場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等　教育・保育給付認定(現況）申請書」の「保育の利用を必要とする理由等」は就労にチェックし、育休期間と育休明けの就労時間を記載した就労証明書を提出してください。

※注３　上記のいずれにも該当しない場合または判断できない場合は、子どもすこやか課までお問い合わせください。

8．利用調整について

保護者が希望した施設が希望者全員を受け入れることが困難な場合、保育を必要とする理由やその状況に応じた「基本指数」と、世帯や児童の状況などその他の状況に応じた「調整指数」によって点数化し、合計点数が高い順に入園を決定します。

利用調整の結果、第１希望の認定こども園等に入園できないことや、きょうだいで別々の認定こども園等への入園になることがあります。

また、認定こども園等へ入園申請ができる要件（「保育の必要な要件」）によって申請されても、申請内容に虚偽があった場合や、保育士の確保が困難な場合など入園できないことがありますのであらかじめご承知ください。

◆年度途中における利用調整について

利用調整により入園保留となった方や、随時受付で入園申請を行った方は、月ごとの利用調整にて入園の調整をします。

入園保留となった方は、自動的に次月以降の利用調整の対象となりますので、入園申請を取り下げる場合は申し出てください。

随時申請は、**入園希望月の前々月の末日まで**に書類をそろえて入園申請を提出してください。期日を過ぎると入園希望月の利用調整の対象となりませんのでご注意ください。

〈例〉　入園希望：令和９年７月１日の場合　→　申請締切：令和９年５月末まで

【 希望施設の記入にあたっての注意点 】

利用調整は、申請書に記入のあった施設を対象に行います。

そのため、記入のあった施設が入園不可の場合は、申請書に記入していない施設に空きがあった場合でも、保留となります。

また、その場合であっても入園可能な施設の紹介等の電話連絡はしませんので、ご承知ください。

（例）クラス年齢が２歳児クラスの児童で、希望施設を①～④の順で記入した場合

①江原認定こども園、②脇町認定こども園、③脇町小規模保育所、④穴吹かもめこども園、

⑤記入なし、⑥記入なし

①の施設から順に利用調整を行います。④の施設の利用調整を行った結果、入園不可だった場合、他の施設に空きがある場合でも保留となります。

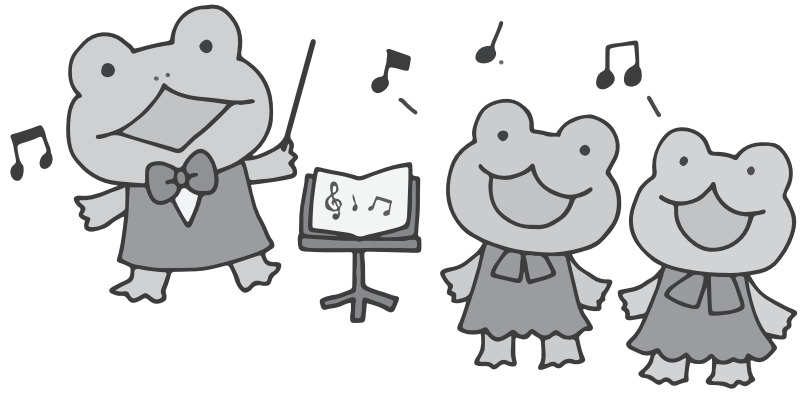

9．入園に関しての注意事項等について

（１）ならし保育について

子どもは、保護者と離れて慣れない場所で集団で過ごすといった環境の変化にとまどいや不安を持つことがあります。そのため、子どもの年齢や状態に合わせて徐々に時間を延ばしていく「ならし保育」を行います。（約２週間）

ならし保育は、入園日以前に行うことはできません。家族や雇用先等とも調整のうえ入園日を検討してください。

早いお迎えをお願いすることとなりますが、お子様にとっても大切なものですのでご協力ください。

（２）土曜保育について

土曜日の保育を希望する方は、各施設にお問い合わせください。

なお、次のいずれかに該当する方は、ご家庭での保育にご協力ください。

- 保護者の一方または両方が勤務する職場の休日が土曜日を含む
- 保護者と同居する親族（成人）がおり、その親族が無職または勤務する職場の休日が土曜日を含む
- 美馬市内に保護者の親族（成人）が居住しており、その親族に保育を依頼することができる

（３）施設等の退園について

次に該当するときは、認定こども園等を退園していただく場合があります。

都合により、認定こども園等を退園する場合は、速やかに子どもすこやか課に「退園届」を提出してください。

- 保育の必要な要件に該当しなくなったとき
- 疾病等によって集団保育が受けられなくなったとき
- 美馬市外に引っ越したとき
- 入園申込事項及び支給認定の事項に不正な事実があったとき

（変更事由が生じても、速やかに変更手続きを行わなかったことが複数回あったとき等）

（４）施設等の休園について

施設を休園する場合は、休園する月の前月末日までに「休園届」を提出してください。

（穴吹かもめこども園を利用の場合は、直接施設にお問い合わせください。）

（５）施設の変更について

年度途中での美馬市内保育施設間での転園は、原則認められません。

10. 支給認定内容等の変更について

転職や退職、勤務時間・日数の変更、妊娠、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があったときは、速やかに、次の表に定める書類を添付し、支給認定等の変更などの申請・届出を行ってください。

①必要書類等　・変更申請書（施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書）
　　・保育が必要なことを証明する書類（9 ページ参照）
②提出先　　子どもすこやか課または利用施設
③提出期限　　認定期間が終了する月の 20 日まで

※変更後の取扱いについて・・・変更日は、提出書類の到達した日の翌月 1 日からとします。認定区分、保育必要量等が適用となります。（提出時期によっては翌月 1 日を変更日にできない場合があります）

変更申請に必要なもの

主な変更の内容	提出書類	
	変更申請書	その他必要な書類
世帯構成に変更があった （離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等）	○	結婚：戸籍謄本の写し（婚姻日が記載されたもの） 離婚：戸籍謄本の写し（離婚日が記載されたもの）
仕事を辞めた（求職中になった）	○	求職活動の要件の必要書類（9 ページ参照）
就労状況等が変わった （勤務時間が変わった、勤務先が変わった、仕事を始めたなど）	○	就労の要件の必要書類（9 ページ参照）
産前産後休業（産前産後認定期間）に入る	○	妊娠・出産の要件の必要書類（9 ページ参照）
育児休業が終了し仕事に復帰する	○	就労の要件の必要書類（9 ページ参照）
育児休業を取得した場合に、すでに認定こども園等を利用している児童の利用を継続したいとき	○	育休取得中の要件の必要書類（9 ページ参照）
認定こども園等の利用をやめる	－	退園届
休園したい	－	休園届
美馬市外に転出した	－	退園届
美馬市内で転居した	○	
その他、家庭の状況に変化があった	○	変更内容がわかる書類

11．一時預かり保育・時間外保育の利用について

一時預かり保育

１号認定（教育）の支給認定があった児童は、特定の条件を満たす場合に限り保育を行うことができます。

（１）利用条件

次のいずれも満たすこと

- 認定こども園の開園日であり、当該児童が登園する日であること（一時預かり保育のみの利用不可）
- 冠婚葬祭、通院等の明確な理由があること
- 種別ごとの月あたり利用回数が５回を超えていないこと

（２）手続き方法

利用施設に「一時預かり事業（幼稚園型）利用申請書」を提出してください。

※行事等、認定こども園の状況によっては利用できない場合があります。

（３）一時預かり保育料

種別	保育時間	一時預かり保育料
午前	７時30分～8時30分	１回：500円
午後	13時00分～18時30分	

◆穴吹かもめこども園を利用の場合

利用条件や手続き方法、保育料等異なりますので直接施設へお問い合わせください。

時間外保育

通常の保育時間を超えて保育を希望する場合は、事前に手続きを行った上で、時間外保育を利用することができます。

◆公立認定こども園を利用の場合

（１）手続き方法

時間外保育を希望する日の１週間前（緊急の場合は希望する日の前日）までに、利用施設に次の書類を提出してください。

- はじめて利用するとき　　：「時間外保育事業利用申請書」
- 利用時間などを変更するとき：「時間外保育事業利用変更届」
- 利用をやめるとき　　：「時間外保育事業利用辞退届」
- 一時的に利用をやめるとき　：「時間外保育事業利用中断届」

（２）時間外保育料

「通年」および「月ごと」で登録している場合は、**実際に施設を利用していなくても**時間外保育料が発生します。
また、**月の途中で辞退などがあった場合も**当月分の時間外保育料が発生します。

例：【認定こども園の場合】

６月20日から通年で、「７時30分～８時30分」と「16時30分～18時30分」の両方利用する場合は、６月分から3,000円の時間外保育料がかかります。

【認定こども園】

種別	利用期間	時間外保育料	
		７時30分～８時30分	16時30分～18時30分
通年	申請があった日から 入園期間満了まで	月額：1,000円	月額：2,000円
月ごと	申請があった日から 月末まで	月額：1,000円	月額：2,000円
緊急	申請があった日	１回：　500円	１回：　500円

【脇町小規模保育所】

種別	利用期間	時間外保育料		
		７時30分 ～８時30分	16時30分 ～19時00分	18時30分 ～19時00分
通年	申請があった日から 入園期間満了まで	月額：1,000円	月額：2,500円	月額：500円
月ごと	申請があった日から 月末まで	月額：1,000円	月額：2,500円	月額：500円
緊急	申請があった日	１回：　500円	１回：　500円	１回：500円

◆穴吹かもめこども園を利用の場合

利用条件や手続き方法、保育料等が異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

12. 施設・子育て支援サービスについて

一時預かり事業（施設余裕型）

認定こども園等に入園していないお子さんの保護者が、就労や病気・出産等によって、家庭での保育が一時的に困難な場合、一時預かり事業を利用することができます。

利用を希望する方は、実施施設にお問い合わせください。

◆公立認定こども園を利用の場合

（１）実施施設

江原認定こども園、脇町認定こども園、岩倉認定こども園、美馬認定こども園

（２）対象者

美馬市に住所がある、認定こども園等に入園していない1歳から就学前までのお子さん

（３）利用可能日時・利用料

開園日の８時30分～16時30分

※利用時間は面接時にご相談ください。

1日あたりの利用料	８時30分～12時30分	12時30分～16時30分
４時間未満	900円	900円
８時間未満	1,800円	

（４）希望理由・利用可能日数

一時預かりを必要とする理由により利用可能日数が異なります。

必要とする理由	基　　準	期　間
保護者の就労	１週間につき　３日以内	２か月
保護者の傷病・入院 家族の看護・介護	１か月につき14日以内	２か月
保護者の出産	１か月につき14日以内	２か月
育児疲れ等	１か月につき　１日	―

（５）申込方法

利用希望日の３日前までに、一時預かり事業実施施設に「一時預かり事業（施設余裕型）利用申請書」を提出してください。申請書は、一時預かり事業実施施設に備え付けているほか、みまっこ子育て応援サイトからダウンロードできます。

※施設に余裕がない場合や定員を超過する場合は利用できないことがあります。

※はじめて利用するお子さんは面接があります。（傷病等緊急を要する場合は除く。）

◆穴吹かもめこども園を利用の場合

利用条件や手続き方法、利用料等が異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

子育て支援センター

◆美馬市子育て支援センター　みらい

親子の交流事業や子育て相談、子育て講座、季節ごとのイベントなどを実施しています。
利用を希望する方は、実施施設にお問い合わせください。

（１）**対象者**：就学前までの乳幼児及び保護者、祖父母、妊娠中の人

（２）**利用料**：無料（保険料及びおやつ代等が別途発生する場合があります。）

（３）**開所時間**：10：00～19：00（毎週火曜日、年末年始はお休みです）
※臨時休館日もありますので、実施施設にお問い合わせください。

◆お問い合わせ◆
美馬市脇町大字猪尻字西分116番地1
美馬市地域交流センターミライズ２階
電話：0883－53－1108　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：https://mima-mirai.com/

ホームページ
QR コード

地域子育て支援拠点

◆なかよし広場

子育て中の保護者や祖父母同士の交流や、子どもたち同士で遊んだり、一緒に歌を歌ったり、製作やリズム遊び、育児講座などを実施しています。
また、子育ての悩みや不安などの相談も受け付けています。
利用を希望する方は、実施施設にお問い合わせください。

（１）**対象者**：認定こども園、保育所、幼稚園に入園していない、美馬市に住所のある児童とその保護者
（児童の対象年齢：生後６か月～就学前の乳幼児）

（２）**利用料**：会費（保険料、参加料）として2,000円が必要です

（３）**開園日時**：毎週　月・水・金曜日
9：00～12：00　／　13：00～15：00
※臨時休館日もありますので、実施施設にお問い合わせください。

◆お問い合わせ◆
美馬市美馬町字中東原70番地1
美馬認定こども園（なかよし広場）
電話：0883－63－3030

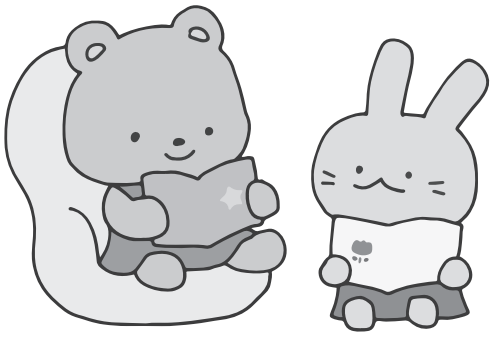

13. 記入例等

様式第１号（第５条関係）申請書

おもて

1

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定（現況）申請書

馬市長　様　　令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を次のとおり申請します。

保護者（申請者）	ふりがな	みま　いちろう	性　別	生　年　月　日	
	氏　名	美馬　一郎	(男)・女	昭和・(平成) ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	自宅番号	父携帯 090-1234-○○○○		母携帯 090-5678-△△△△	
	現住所	〒７７７－７７７７　美馬市脇町字□□○○番地			
	転居予定先		転居予定日	年　月　日頃	

児童	ふりがな	みま　たろう	性別	生年月日（R9.4.1現在の年齢）	障害者手帳等の有無
	児童氏名	美馬　太郎（第３子目）	(男)・女	令和○年○月○日　（△歳児）	有・(無)
	保育・教育の希望	☑保育	保護者の就労または疾病等の理由により、保育を希望する		
		□教育	教育を希望する	預かり保育も希望する	□する　□しない
	利用を希望する期間	令和　９　年　４　月　１　日　から　令和　１０　年　３　月　３１　日まで			
	利用を希望する施設	第１希望　江原認定こども園	第４希望		
		第２希望　脇町認定こども園	第５希望		
		第３希望　脇町小規模保育所	第６希望		

令和７年１月１日の住所	父	☑美馬市内　□美馬市外（　　）
	母	□美馬市内　☑美馬市外（○○県○○市○○町字○○番地　　）
令和８年１月１日の住所	父	☑美馬市内　□美馬市外（　　）
	母	☑美馬市内　□美馬市外（　　）

2

①世帯の状況（申請児童を含む、生計を一にする世帯の世帯員全員について記入してください。）

別居の祖父母や単身赴任中の保護者、就学中のきょうだい等、別居中の世帯員も含む。（単身赴任や別居中の就学中のきょうだい等がいる場合は、備考欄その旨御記入ください。）

ふりがな/世帯員氏名	児童との続柄	性別	生　年　月　日	職業（勤務先）又は学校名	備　考
みま　いちろう 美馬　一郎	父	(男)・女	H ○ 年 ○ 月 ○ 日	(株)みま○△	
みま　はなこ 美馬　花子	母	男・(女)	H ○ 年 ○ 月 ○ 日	(有)徳島▲▲	
みまさ　ぶろう 美馬　三郎	兄	(男)・女	H ○ 年 ○ 月 ○ 日	江原南小学校	
みま　かずこ 美馬　一子	姉	男・(女)	R ○ 年 ○ 月 ○ 日	江原認定こども園	
みま　たろう 美馬　太郎	本人	(男)・女	R ○ 年 ○ 月 ○ 日		
みま　じろう 美馬　二郎	祖父	(男)・女	S ○ 年 ○ 月 ○ 日	(株)○○脇町	
みま　はなみ 美馬　花美	祖母	男・(女)	S ○ 年 ○ 月 ○ 日	無職	

3

②祖父母の状況

続　柄	氏　名	生年月日	住　所（同居の場合は不要）	就労
父方：祖父	美馬　二郎	S ○年 ○月 ○日	☑同居 □別居（　都道府県　市郡　町村）	(有)・無
父方：祖母	美馬　花美	S ○年 ○月 ○日	☑同居 □別居（　都道府県　市郡　町村）	有・(無)
母方：祖父	なし	年　月　日	□同居 □別居（　都道府県　市郡　町村）	有・無
母方：祖母	徳島　桜子	S ○年 ○月 ○日	□同居 ☑別居（徳島 都道府(県) 阿波(市)郡　○○(町)村）	有・(無)

1 「保護者（申請者）」欄等

1.「申請者氏名」欄

申請者氏名は、父母どちらかの氏名を記入してください。
父母どちらかが市外別居の場合は、利用する児童と市内で同居している方を記入してください。
※2人以上入園する場合は、保護者を必ず統一してください。

2.「転居予定先」及び「転居予定日」欄

現在、美馬市外に在住で、入園前に美馬市に転入予定のある方は、転入後の住所及び転入時期を記入してください。
はっきり分からない場合は、美馬市脇町拝原（予定）など、予定で記入していただいて構いません。

3.「生年月日」欄

クラス年齢は、４ページを参照してください。令和9年４月１日時点の年齢がクラス年齢になります。

4.「保育・教育の希望」欄

どちらかに☑を入れてください。
▶2・3号認定で「保育」を利用する子ども → 保育に☑を入れてください。
▶1号認定で「教育」を利用する子ども → 教育に☑を入れてください。

※0～2歳児は、保育のみの申請ができます。
3～5歳児は、教育か保育かを選択することができます。
※「預かり保育も希望する」欄は、幼稚園を希望する方のみ使用します。

5.「利用を希望する期間」欄

入園日は、年齢や保育要件などによって異なります。

6.「利用を希望する施設」欄

3ページの施設一覧から**実際に通園できる施設**を希望する順に記入してください。
第2～第6希望の認定こども園等がない場合は、記入の必要はありません。

7.「保護者の1月1日時点の住所」欄

どちらかに☑を入れてください。美馬市外の住所の方は、記入が必要です。
▶令和9年4月～8月入園希望の場合 → 令和8年1月1日時点の住所を記入してください。
▶令和9年9月～令和10年3月入園希望の場合→ 令和9年1月1日時点の住所（予定）を記入してください。
※申請児童の健康保険の扶養者が父または母以外の場合には別途記入してください。

2 「世帯の状況」欄

②「世帯の状況」欄

入園を希望する子どもと同一世帯に居住している親族についてすべて記入してください。（続柄も記入）

※単身赴任中や就学中のきょうだいについてもご記入ください。

単身赴任中の場合、備考欄にその旨ご記入ください。（例：令和〇年から海外赴任中等）

3 「祖父母の状況」欄

同居の祖父母は、「2 世帯の状況」欄に必ず記入してください。

死別等の場合は、死別・なし等記入してください。

別居の場合は、別居に☑を入れ、住所をご記入ください。

うら

1 保育の利用を必要とする理由等

保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

	続柄	保育を必要とする理由
家庭の状況	☑父 ☐母 ☐その他（　　）	☑就労〔勤務先までの通勤時間：（往復）　1時間　分〕 ☐妊娠・出産（　年　月　日）☐疾病・障がい　☐介護等　☐災害復旧 ☐求職活動　☐就学　☐虐待やＤＶのおそれ　☐育休（　年　月　日まで） ☐その他（　）
	☐父 ☑母 ☐その他（　　）	☑就労〔勤務先までの通勤時間：（往復）　時間　30　分〕 ☐妊娠・出産（　年　月　日）☐疾病・障がい　☐介護等　☐災害復旧 ☐求職活動　☐就学　☐虐待やＤＶのおそれ　☐育休（　年　月　日まで） ☐その他（　）
	☐ひとり親世帯　☐生活保護世帯　☐生計中心者の失業　☐虐待・ＤＶ ☐世帯員に障がい者がいる（手帳保持者氏名：　） ☑育休明け（R9 年 4 月 25 日復帰予定）☑きょうだい同時利用（児童氏名：美馬 一子　） ☐継続児（現在利用中の施設名：　）	

2 入所（園）申請確認事項

１．きょうだいの入所（園）申請について

☑ きょうだいが、同時に申し込みをする　→　２．及び３．へ進む

☐ きょうだいが、同時に申し込みをしない→　３．へ進む

２．きょうだいの同時申請について（該当の場合のみ）

☐ きょうだいで別々の園に内定した場合は、それぞれの子で希望順位の高い順に入所希望する。

☑ 同じ園を希望する。（きょうだい同時利用の意向は、きょうだいでそろえてください。）

（例）兄弟で同じ園を同じ順位で希望した場合、兄は第１希望に入所可、弟は第１希望入所不可であり第２希望へ入所の場合は、２人とも第２希望の園へ入所する。

※同じ園に空きがない場合は、別々の園へ入所となります。

３．入園保留となった場合の保育について

☑ 家庭保育予定〔☐父 ☐母 ☑他（ 祖母 ）〕

☐ 育児休業を延長する（　年　月　日）まで延長可能　☐延長未定

☐ 認可外施設等を利用予定

☐ その他

☐ 未定

3 同意書（税情報等の提供に当たっての署名欄）

美馬市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報等を閲覧すること、またその情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

また、虚偽の申請をした場合や必要書類を提出しない場合は、認定が取り消し（退園）となっても異議ありません。

氏名（父）　美馬　一郎

氏名（母）　美馬　花子

氏名（　）

※申請児童の父、母および健康保険の扶養者全員の署名（自筆）が必要です。

1　「保育の利用を必要とする理由等」欄

２号認定、３号認定を希望する方は、保育を必要とする理由の該当する項目すべてに☑してください。
家庭の状況は、該当する項目に☑を入れ、必要事項を記入してください。
保育の利用を必要とする理由については、２ページを参照してください。

（例）母が育休を終え、復帰するために入園する場合は、母の保育の必要性は「就労」になります。

2　「入所（園）申請確認事項」　欄

1.「きょうだいの入所（園）申請について」欄
どちらかに☑を入れてください。

2.「きょうだいの同時申請について」欄
該当の場合のみ、どちらかに☑してください。
※きょうだい同時申請する場合は必ずご記入してください。

3.「入園保留となった場合の保育について」欄
いずれかに☑してください。

3　「同意書」欄

申請児童の父、母および健康保険の扶養者全員の署名（自筆）が必要です。

児童健康状況等申告書

Ｒ○年○○月○○日記入

ふりがな	みま　たろう		生年月日		平　熱
児童氏名	美馬　太郎	(男)・女	□平成 ☑令和	○年　○月　○日生	３○.○度
住　所	〒７７７－７７７７　美馬市脇町字□□○○番地				

ふりがな			続柄	電話番号			続柄	電話番号
保護者氏名	①	みま　いちろう 美馬　一郎	父	090－1234－○○○○	②	みま　はなこ 美馬　花子	母	090－5678－△△△△

（　　）内に記入および該当するものに☑をつけてください。

出産	分娩	□安産　☑難産（　未熟児　）	出生時体重（　1900　）g

発育			
首がすわる（ ○ ）か月	寝返り（ ○ ）か月	お座り（ ○ ）か月	はいはい（ ○ ）か月
つかまり立ち（ ○ ）か月	独り立ち（ ○ ）か月	歩行（ ○ ）か月	始語（ ○ ）か月

乳幼児健診

乳幼児検診は受けていますか？

☑ 受けた（受診した健診すべてにチェックしてください）

☑ １か月　☑ ３、４か月　☑６、７か月　☑９、１０か月　☑ １歳６か月

☑ ２歳　☑３歳

□ 受けていない

予防接種

予防接種は受けていますか？

☑ 受けた（接種したものにチェックし、回数を記入してください）

☑ ロタウイルス（　○回）　☑ Ｈｉｂ（　○回）　☑ 小児肺炎球菌（　○回）

☑ Ｂ型肝炎（　○回）　☑ 四種混合（　○回）　☑ 風しん・麻しん（　○回）

☑ ＢＣＧ（　○回）　☑ 水痘（　○回）　☑ 日本脳炎（　○回）

□ 受けていない

障がい発達状況

健診時または医療機関から身体や発達等について指導や指摘をされたことがありますか？

□ ない

☑ ある　→ 内容：○○の発達の遅れがみられる、心臓機能障害

手帳の有無：□なし　☑あり→取得日、等級（　Ｒ○年○月○日、身体障害者３級　）

配慮の必要な事項：激しい運動ができない

通院・入院歴

大きな病気をしたことはありますか？

□ ない

☑ ある　→ 病名等：○○症候群　　病院名：○○病院

いつ頃：Ｒ○年　○月　○日　　服薬：□なし　☑あり→１日　２回（朝・(昼)・夜）

手術歴：□なし　☑あり　　状況：□治癒　☑通院継続　□経過観察

配慮の必要な事項：○○するときがある

病癖及び体質

ひきつけ、けいれんを起こしたことがありますか？

□ ない

☑ ある　→ 回数：　３　回

時期や状況等：○歳○カ月のとき熱性けいれんが起きた

□鼻血　□ぜんそく　☑心臓疾患　□目・鼻・耳の疾患　□便秘　□下痢症　□ヘルニア

□風邪をひきやすい　☑脱臼（部位　右腕　）　☑アレルギー（　ナッツ　）

□その他（　　）

お子さんのことで不安なことや、園に希望することがあれば記入してください。

子どもが○○のときは、○○が不安
○○してもらいたい

◇母子手帳を見ながら、分かる範囲で記入してください。
◇低年齢で、記入できない箇所があれば、空欄で提出してください。
◇入園決定後、園の面接で保育士と確認していきます。

14．よくある問い合わせ（Q&A）

申請に関すること

Q1．申請が早い方が、保育施設に入園しやすいですか？
⇒A1．保育施設の優先順位は、先着順ではなく、利用調整によって決定します。

Q2．郵送による受付はしていますか？
⇒A2．未着や不備等が発生するため、郵送での受付は行っていません。必ず受付期間中に直接ご提出ください。

Q3．出生前でも申請はできますか？
⇒A3．申請は、出生の届出後でないとお受けできません。出生の届出後に申請を受け付けます。

Q4．4月1日から利用したいのですが、当初受付期間に提出できない書類があります。
当初受付期間に提出できなかった場合は、随時受付期間の申請になりますか？
⇒A4．申請手続きは、必要書類が全て揃っていなければできません。
当初受付期間に申請手続きができなかった場合は、随時受付期間に手続きを行っていただくことになります。
また、当初受付期間に申請いただいても、証明書等に不備や不足があると手続きができませんので、
書類は余裕をもってご提出ください。

転入・転出に関すること

Q1．美馬市に引っ越すことになりました。美馬市に転入する予定で申請はできますか？
⇒A1．可能です。美馬市に転入予定の方が内定した場合、入園月の前月までに美馬市に転入することが条件です。確認できない場合、内定取消になります。
（例）令和９年４月から入園→令和９年３月末までに美馬市に転入が必要。

Q2．結婚して美馬市内に引っ越しました。どのような手続きが必要ですか？
⇒A2．住所、保護者の氏名等に変更が生じていますので、速やかに「変更申請書」を提出してください。

Q3．美馬市外に引っ越しました。引き続き認定こども園を利用することはできますか？
⇒A3．できません。認定こども園は、美馬市に居住している場合のみ利用できます。
速やかに「退園届」を提出してください。

希望施設

Q1．保育施設は何か所まで希望できますか？全て記入する必要がありますか？
A1．保育施設等は６か所（第６希望）まで希望できますが、必ずしも６施設分を希望しなければならないものではありません。通える範囲内の認定こども園等を通いたい順番で記入してください。

Q2．希望園をたくさん記入するのと、第１希望のみを記入するのでは、第１希望のみの方が有利ですか？
⇒A2．利用調整は、保育を必要とする理由やその状況、また、世帯や児童の状況によって決定するものですので、
希望園の数によって有利、不利になることはありません。

市外への広域入所

Q1．現在美馬市に居住しています。美馬市以外の市町村の保育施設等の利用を希望しますが、どうすればよいですか？

⇒A1．事前に希望する市町村（保育施設）へ申請の可否等をご確認ください。
申請先は美馬市子どもすこやか課の窓口です。美馬市の受付期間中に申請してください。
提出書類については、美馬市様式の申請書類をご使用ください。

Q2．美馬市の保育施設と美馬市外の保育施設（広域入所）を同時に申請することはできますか？

⇒A2．併願することはできません。

内定に関すること

Q1．内定通知（面接通知）がありましたが、指定された日に面接を受けることができません。
入園月に入ってから面接を受けてもかまいませんか？

⇒A1．認定こども園には、面接・健康診断を受けなければ入園できません。
面接日の都合が合わない場合は、速やかに子どもすこやか課にご連絡ください。
連絡なく面接日に来なかった場合は、入園を辞退したものとみなします。

Q2．内定通知（面接通知）がありましたが、指定された日に健康診断を受けることができません。
入園月に入ってから健康診断を受けてもかまいませんか？

⇒A2．認定こども園には、面接・健康診断を受けなければ入園できません。
健康診断日の都合が合わない場合は、個別に受診していただきますので、速やかに入園予定先の認定こども園等にご連絡ください。
※穴吹かもめこども園利用の場合、面接・健康診断の日程等については、直接施設から連絡があります。

Q3．内定を辞退したいが、どうすればいいですか？

⇒A3．他の方が空きを待っている場合がありますので、必ず事前にご連絡の上、速やかに
「認定こども園等辞退届兼申請取下届」を提出してください。

求職活動に関すること

Q1．仕事を探している状況ですが、子どもを保育施設に預けることは可能ですか？

⇒A1．求職中や入園後仕事を探す場合でも保育施設は申請できます。
求職中という状況で入園した場合、入園後３か月以内に就労先を見つけていただき、就労証明書の提出が必要になります。期限内に提出がない場合、退園となりますのでご了承ください。

Q2．ハローワークや自治体の就労支援サービスではなく、新聞や雑誌、ホームページの求人情報の閲覧など、自宅で仕事を探す場合も、求職活動として認められますか？

⇒A2．求職活動の内容としては、客観的に求職活動であると確認でき、かつ、活動中に保護者本人による保育が困難であると考えられる内容であることが必要です。このため、自宅における新聞、ホームページでの求人情報の閲覧は求職活動に含めることができません

Q3. 求職活動を認定要件に入園しています。認定期間満了後、引き続き求職活動で入園できますか？

⇒A3. 次のいずれかに該当する場合は、再度入園の対象となります。受付期間内に必要書類を提出してください。

（1）母子・父子自立支援プログラム策定事業等の公的支援を受けている場合：最大３か月（1 回限り）

（2）認定期間満了月の翌月に採用結果が出る場合：最大１か月

【保育を必要としている要件を証明する書類】

〇求職活動における保育の認定期間延長申請書

〇求職活動において採用発表待ちであることを証明する書類

状況が変わった

Q1. 申請を行った後に、勤務状況や家庭状況が変わりました。手続は必要ですか？

⇒A1. 変更があった場合は、速やかに必要書類を提出してください。
必要書類を提出せずに入園した場合は、内定取消しや退園となることがあります。

Q2. １号認定で入園しましたが、仕事を始めました。途中から２号認定に変更することはできますか？

⇒A2. 認定こども園や待機児童の状況によっては、２号認定で入園できない場合がありますので、事前に子どもすこやか課にご相談ください。
２号認定で入園できる場合は、「教育・保育給付認定申請書」と保育が必要なことを証明する書類を提出していただきます。

Q3. ２号認定で入園しましたが、仕事を辞めたので保育の必要性がなくなりました。
１号認定に変更して引き続き入園することはできますか？

⇒A3. 認定こども園や待機児童の状況によっては、入園できない場合がありますので、事前に子どもすこやか課にご相談談ください。
入園できる場合は、「教育・保育給付認定申請書」、入園できない場合は「退園届」を提出していただきます。

Q4. 仕事を辞めたので保育の必要性がなくなりました。いつまで入園できますか？

⇒A4. 保育の必要性がなくなった月の末日で退園になります。

Q5. 入園申込の時には求職活動でしたが、急に仕事が決まりました。手続は必要ですか？

⇒A5. 速やかに就労証明書の記入を会社に依頼して、市に変更申請を提出してください。

就労証明書に関すること

Q１. 就労状況が昨年と同じなのですが、昨年のものを提出してもいいですか？

⇒Ａ１. 就労証明書や診断書等については、発行日から３か月以内に提出されたものを有効としています。提出日の直近３か月以内に作成されたものを提出してください。
令和９年４月の入園申込みを行う場合、直近３か月以内の書類をすでに（きょうだい在園児の書類や、令和８年度中の入園申請のために）提出している場合でも、再度取得し、申請の際に提出してください。

Q2．会社から就労証明書が作成できないと言われましたが申請はできますか？

⇒A2．就労証明書等の「保育が困難であることを証明する書類」の提出がない場合、認定ができないため利用調整の対象になりません。また、締切日までにご提出いただいても、証明書等に不備や不足があると受付できませんので、書類は余裕をもってご提出ください。

Q3．育児休業期間が未定（復職日未定）の場合は、どのように記入するとよいですか？

⇒A3．認定こども園等への入園申請には、育児休業開始日と終了日の記載が必要です。
復職予定日を記入し、変更があれば子どもすこやか課に変更申請書を提出してください。

Q4．２つ仕事をしています。就労証明書は両方必要でしょうか？

⇒A4．両方の勤務先の就労証明書が必要です。

Q5．転職しました。引き続き入園できますか？

⇒A5．「変更申請書」と新たな勤務先で証明した「就労証明書」を提出してください。

妊娠・出産に関すること

Q1．第２子を妊娠しています。第２子出産のために上の子の認定こども園等の申請はできますか？

⇒A1．出産前後の休養のために認定こども園等を申請することができます。
入園は、出産予定月の２か月前から可能です。妊娠・出産要件で入園した場合、お子さんの在園期間は出産予定月とその前後各２か月（最長５か月間）です。

◆ケース例1

父が就労しており、母が２月から求職活動を開始する場合で、４月１日からの入園を希望する場合。
「求職活動」の要件となり、入園期間は４月１日から６月30日までとなります。

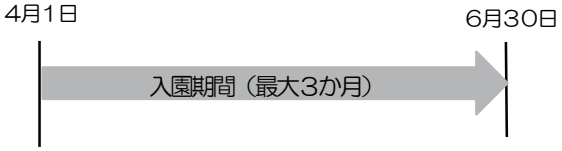

※入園期間中に求職活動を終えた場合（就労を開始した等）は、要件を変更しなければ、継続入園ができません。

◆ケース例２

父が就労しており、母が育児休業を終え、仕事に復帰する場合。育児休業を終え、仕事に復帰される方は、
仕事復帰日の１か月前（土・日・祝日を除く）から「就労」の要件で入園が可能です。
（例）６月８日仕事復帰の場合、５月８日から入園が可能です。

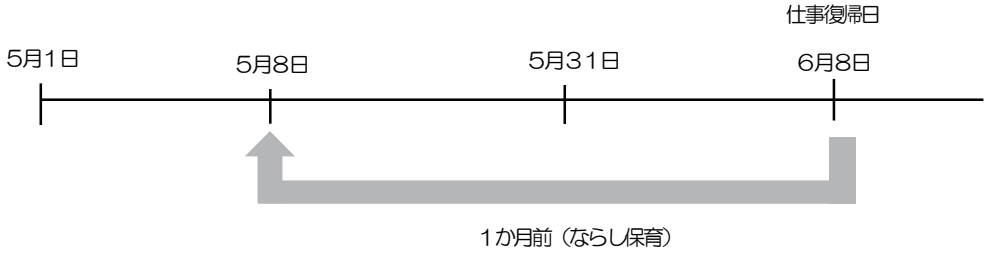

◆ケース例３

現在、父が就労しており、母が第２子妊娠のため、「妊娠・出産」の要件で第１子が入園中。

令和８年11月15日に第２子を出産した後、引き続き第１子が入園する場合。

「育児休業取得中の継続利用」の要件で、令和９年２月１日から令和10年３月31日まで入園することができます。

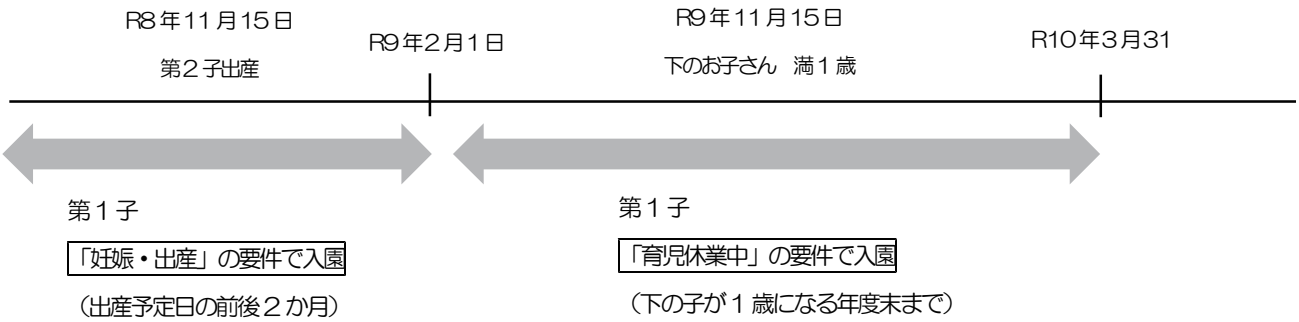

Q2. 就労を認定要件に入園していますが、第2子を妊娠しました。出産後は育児休業を取得する予定です。どういった手続きが必要ですか。

⇒A2. 変更手続きを２回行う必要があります。

１回目（認定要件を妊娠・出産に変更）:「変更申請書」と「母子手帳の写し」を提出してください。

２回目（認定要件を育児休業に変更）:「変更申請書」と「育児休業期間の証明」を提出してください。

※妊娠・出産の認定期間は、出産予定日の前２か月、後２か月の月末までです。

※育児休業の認定期間は、第２子が１歳を迎える年度末までです。

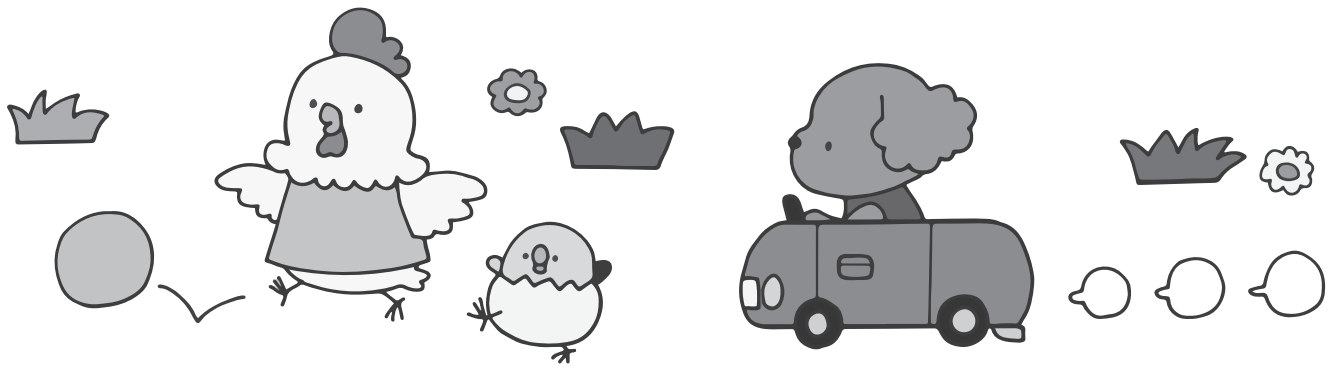

保育料・給食費の無償化について

◆保育料について

・令和元年 10 月から、国の制度である幼児教育・保育の無償化が開始されたことにより、3～5 歳児の認定こども園等の保育料が無償化となりました。

・令和７年４月から、美馬市独自に無償化の対象を拡大し、0～2 歳児の認定こども園等の保育料が無償化となりました。

◆給食費について

令和元年 10 月から、国の制度である幼児教育・保育の無償化が開始されたことにより、3～5 歳児に対して次の条件に該当する場合は、給食費が免除となりました。

・年収 360 万円未満相当世帯の副食費を免除

・年収 360 万円以上相当世帯のうち、小学校３年生以下の子から数えて、第３子目以降の児童は副食費を免除

美馬市では、国の免除の対象とならない3～5 歳児の給食費を市が負担することで、給食費も無償化となりました。

※0～2 歳児については、保育料に給食費が含まれています。

◆算定対象の税

・令和９年４月～令和９年８月分の保育料・・・・・令和８年度の市町村民税

・令和９年９月～令和 10 年３月分の保育料・・・・・令和９年度の市町村民税

◆保育料の階層区分

・0～2 歳児（低所得世帯等以外）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）					
階層区分	認定基準	保育標準時間			保育短時間		
		１人目	２人目	３人目以降	１人目	２人目	３人目以降
第１	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
第２	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第３	所得割が 48,600 円未満	18,000	9,000	0	17,600	8,800	0
第４	所得割が 97,000 円未満	28,500	14,250	0	28,000	14,000	0
第５	所得割が 169,000 円未満	43,000	21,500	0	42,200	21,100	0
第６	所得割が 301,000 円未満	53,000	26,500	0	52,000	26,000	0
第７	所得割が 301,000 円以上	60,000	30,000	0	58,900	29,450	0

・0～2 歳児（低所得世帯等）※注１

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）					
階層区分	認定基準	保育標準時間			保育短時間		
		１人目	２人目	３人目以降	１人目	２人目	３人目以降
第２	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第３	所得割が 48,600 円未満	9,000	0	0	9,000	0	0
第４	所得割が 77,100 円未満	9,000	0	0	9,000	0	0

※注１　低所得世帯等とは、年収３６０万円未満相当世帯のうち、ひとり親世帯、在宅障がい児と同居の世帯、生活保護法に定める要保護者など特に困窮していると市長が認める世帯のことです。